

経済改革と人権に関する新たなガイドライン

2019/01/21

国連人権高等弁務官事務所

対外債務と人権に関する独立専門家が、人権理事会に2月28日に提出予定の「経済改革の人権影響評価に関する指導原則」を公表し、次のように述べた。この指導原則は、各国政府が経済政策を立案する際には、経済危機時を含めていかなる時も人権義務から逃れることはできないことを示している。すべての経済政策は人権に影響をもたらす。政府はあらゆるレベルで、経済改革の策定の際には自身の人権義務に適切な考慮を払わなければならない。人権影響評価は特に女性や障がい者などの特定の個人・グループにもたらす経済措置の潜在的・累積的影響に留意すべきである。指導原則はまた、国際金融機関・債権者・ドナーは自身の融資や贈与が人権にもたらす影響を無視してはならないことを明確にしている。特にIMFや世界銀行などの国際金融機関には、経済改革のための融資条件・助言・提案によって借入国の人権義務の履行が損なわれないようにする義務がある。